

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	国民年金の給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
函館市は、国民年金の給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北海道函館市長

公表日
令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金の給付等に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づく次の法定受託事務および相談業務。 ・国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理・資格喪失届の受理・付加保険料の申出・辞退届の受理, 被保険者種別変更届の受理, 被保険者の住所変更の報告, 保険料免除・猶予申請(法定免除を含む)の受理, 法定免除廃止届の受理 ・基礎年金(老齢・障害・遺族)裁定請求の受付, 死亡一時金・死亡届・未支給年金の受付, および特別障害給付金裁定請求の受付 ・福祉年金の各種届出の受付等 特定個人情報ファイルについては, 上記の各事務において個人番号を利用する。
③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項別表46の項
--------	-----------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
-----	-----------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3159
-----	-----------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	教育研修の実施 ① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・ 事務取扱者への研修 ・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・ 保護責任者への研修 ・ 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修 ※ 未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じる。 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ① 委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。 ② 委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限している。 ③ 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行っている。 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ① 特定個人情報を含む書類や パソコン、USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ② 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢>	

最も優先度が高いと考えられる対策	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ①特定個人情報を含む書類やパソコン、USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ②特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	I 1③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	国民年金システム 中間サーバ	事後	システムの変更による
平成30年9月20日	I 5②所属長の役職名	国保年金課長 横田 吉辰	国保年金課長	事後	様式変更による
平成30年9月20日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	平成29年4月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
平成30年9月20日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	平成29年4月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	I 1③システムの名称	国民年金システム 中間サーバ	国民年金システム 団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(項目なし)	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	I 3法令上の根拠	番号法別表第1 31の項	番号法別表第1 31の項 番号法別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令 第24条 の2	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	平成31年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	平成31年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和3年6月18日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	確認時期の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 3法令上の根拠	番号法別表第1 31の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	番号法別表第1 31の項	事後	番号法別表第1の事務に係る主務省令の名称および条項の記載が不要となったことによる変更
令和4年6月17日	II 1(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和4年6月17日	II 2(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和5年6月16日	II 1(いつ時点の計数か)	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和5年6月16日	II 2(いつ時点の計数か)	令和4年5月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和6年7月2日	II 1(いつ時点の計数か)	令和5年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和6年7月2日	II 2(いつ時点の計数か)	令和5年5月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和6年7月2日	IV4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	十分である	事前	システム標準化による変更
令和7年4月16日	I 3法令上の根拠	番号法別表第1 31の項	番号法第9条第1項別表46の項	事後	番号法の改正による
令和7年4月16日	I 9規則第9条第2項の適用	(項目なし)	[]適用した	事後	番号法の改正による
令和7年4月16日	IV8人手を介在させる作業	(項目なし)	「IV8人手を介在させる作業」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年4月16日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	「IV11最も優先度が高いと考えられる対策」に記載のとおり	事後	様式変更による